第２３期第２回
日高海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　　令和７年６月１８日（水）１４時００分～１５時００分

２　開催場所　　日高振興局　地下会議室

３　出席委員　　大澤晃弘　　徳田利則　　髙田淳
白石智泰　　住野谷張貴　　佐藤勝
梶川徹　　逢山義幸　　池原孝一
中村敬　　山中孝俊　　深根英範
神田勉

４　欠席委員　　浦川聡　　坂本好則

５　事務局　（日高振興局）　水産課長　林　恒之
漁業管理係長　下田貴弘
（日高海区漁業調整委員会）　事務局長　佐々木真琴
主事　大谷美夢

６　議事事項
議案第１号　まつかわの資源の保護を図るための採捕制限に関する委員会指示について
議案第２号　北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第３号　特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第４号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

７　報告事項
（１）　特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の変更について
（２）　定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
（３）　秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果について

８　その他

９　会議のてん末

事務局長　　ただいまから、第２３期第２回日高海区漁業調整委員会を開会いたします。
はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会　　長　　第２３期第２回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき誠に有り難うございます。
また、日高振興局、林水産課長をはじめ担当職員の方々には、公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、漁期後半を迎えました春定置でございますが、５月末現在の当海区調べでは、漁獲量が約４，８００トン、前年同期の１４６パーセント、漁獲金額が約４億５千万円、前年同期の１１２パーセントとなり、ともに前年を上回る状況にございまして、トキやスケソあたりで順調に水揚げとなっているようでございます。
スケソにつきましては、ＴＡＣ管理のため自主的な海中還元措置を講じておりまして、漁獲を制限しながらの操業となってございますが、残る漁期につきましても事故が無く漁に恵まれることを切に願うところでございます。
さて、本日の委員会は、議案事項が４件、報告事項が３件となります。
新たにＴＡＣ魚種となったブリに関する議事もございますので、皆様には慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。
本日は、よろしくお願いします。

事務局長　　有り難うございました。
それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議　　長　　それでは人員報告をいたします。
本日の委員会には、委員１５名中１３名の出席をいただいておりますので、本委員会は成いたします。
次に議事録署名委員２名の選出でございますが、委員会規程により私から指名させていただきます。
本日の署名委員は、神田委員と逢山委員にお願いいたします。
それでは議事に入りたいと思います。
議案第１号を上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局長　　議案第１号、マツカワ資源の保護を図るための採捕制限に関

する委員会指示についてご説明いたします。
着座にて説明させていただきます。
資料１の１をご覧願います。
令和７年５月２２日付け、えりも以西栽培漁業振興推進協議会から当海区あてマツカワ委員会指示の発動に関する要請書一式です。
内容といたしましては、文中でご覧いただけますとおり、平成１８年度から実施しているマツカワ種苗の大量放流に伴った漁業者、遊漁者の資源保護対策を積極的に進めるべく、小型マツカワの採捕制限に関する委員会指示発動の要請となっております。
資料を順次めくっていただきますと、３ページに要請書が、さらに４ページに要請に係る理由書が添付されてございまして、理由書の一番下に具体な制限の内容が記載されておりますが、例年と同様でございますけれども、全長３５センチメートル未満のマツカワは採捕しないこと及び採捕された場合は速やかに海中還元することの２点となっております。
続きまして、資料１の２をご覧ください。
委員会指示発動の検討にあたり、漁獲状況のほか委員会指示の妥当性などを整理した資料でございます。
１の人工種苗放流の状況としましては、平成３年からえりも以西海域でのマツカワ人工種苗の試験放流が始まり、平成１８年度からは資源回復計画に基づき１００万尾が放流されております。
また、そのうち日高海域では、平成１８年度から毎年、概ね４０万尾の種苗放流が行われています。
２の漁獲状況といたしまして、近年の日高の漁獲量は、以西海域全体の５割６割を占めており、令和６年度の以西海域全体の漁獲量は前年から７パーセント減少した１３３トン、漁獲金額は前年から１パーセント減少した１億５，８１２万円、単価は渡島１，５１７円、胆振１，２２０円、日高１，１４５円となっております。
下の表に、日高管内の平成１７年度以降の放流数と漁獲実績をとりまとめておりますが、ご覧いただけますとおり、平成１８年度から４０万尾以上を放流しており、その２、３年後あたりから、漁獲量が飛躍的に増加していることがわかるかと思います。
裏面の２ページにまいりまして、直近、令和６年度の日高管内の状況につきましては、放流数が４３万尾、漁獲量が約８４トン、金額が約９，６００万円となっており、漁獲量金額ともに前年から若干増となっております。

また、資料への記載はございませんが、漁獲が増加した平成２０年から令和５年を平均いたしますと、漁獲量が約６６トン、金額が約７，１４９万円となりまして、昨年は平均値も上回る状況となっております。

続きまして、３ページ、４ページにえりも以西太平洋海域にける１０ヶ年分の漁獲状況をまとめております。

３ページの右端には、えりも以西海域の漁獲量、金額に占める日高の割合を出していますが、漁獲量、金額ともに海域全体の概ね５割から６割を占めている状況にあることがご覧いただけるかと思います。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

恐縮ですが、２ページに戻っていただきまして、４の消費拡大、価格対策をご覧ください。

えりも以西栽培漁業振興推進協議会では、消費拡大等に向けた活動に継続的に取り組んでいるところでございます。

５の委員会指示の妥当性にまいりまして、（１）において漁業調整規則による規制が行われていないこと、（２）において漁場利用協定では遊漁者の組織率の低さや強制力の面から実効性を欠くこと、その他（３）、（４）において記載のとおり整理してございます。

続きまして、今回の委員会指示の内容につきまして、資料１の３をご覧願います。

委員会指示の新旧対照表でございますが、前年度の委員会指示からの変更箇所をアンダーラインによりお示してございまして、指示期間等を除く項目は昨年の委員会指示と同じ内容とし、指示期間を令和７年８月８日から翌年８月７日までの１年間、指示事項は従来どおり全長３５センチメートル未満のマツカワを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければならないとしております。

資料１の４は、ただいま説明いたしました委員会指示の成文案となっております。

説明は以上となりますので、委員会指示の発動につきましてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの説明に対しご意見、ご質問はありますか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　無いようですので、議案第１号につきまして、原案どおり委員会指示を発動することで決定してよろしいですか。

各　委　員　　「異議なし」の声

議　　長　　異議が無いようですので、そのように決定いたします。
　続きまして、議案第２号及び第３号につきましては、関連するため一括して上程いたします。
　事務局から説明願います。

事務局長　　議案第２号及び第３号は関連しますので、一括してご説明いたします。
　始めに、議案第２号、北海道資源管理方針の一部改正について説明いたします。
　資料２の１をご覧願います。
　令和７年５月２２日付け漁管第３９９号、北海道知事からの諮問文でございます。
　内容につきましては、文中に記載がございますとおり、漁業法第１４条第９項の規定により北海道資源管理方針を変更するため、同条第１０項において準用する同条第４項の規定により当委員会へ諮問があったものでございます。
　１枚めくっていただきますと、改正内容が２点ほど記載されてございますが、１点目が、ブリが特定水産資源に指定されたことに伴い、資源管理方針の別紙１に追加するとともに、別紙３から削除する点。
　２点目が、生産量、生産金額及び漁業就業者数などの年次更新を行う点となっております。
　続いて具体な変更内容をご説明します。
　次のページの新旧対照表をご覧願います。
　表の右側が改正前の方針、左側が改正後の案で、朱書きアンダーラインを引いている部分が改正箇所でございます。
　左側の改正後の欄をご覧願います。
　第１の資源管理に関する基本的な事項では、年次、生産高、就業者数が更新されております。
　第８の個別具体の資源管理方針では、別紙１の１７としてブリが追加されること。
　次の４ページにまいりまして、新設の別紙１の１７にて、ブリに関する具体的な資源管理方針を定めてございます。
　まず第１で特定水産資源の名称をブリとし、ステップアップ管理対象資源とすること。
　第２の知事管理区分と漁獲量の管理の手法等で、知事管理区分を北海道ぶり漁業の１区分とし、①の対象水域は、②のブリを漁獲する漁業がブリの採捕を行う区域。
　②の対象とする漁業は、北海道に住所又は主たる事務所等の

所在地がある者が行うブリを採捕する漁業。
③の漁獲可能期間は、７月から翌年６月までとすること。
（２）の漁獲量の管理の手法等として、漁獲量の総量管理とすることや報告期限を他のＴＡＣ魚種と同じく翌月の１０日までにすること。
第３で、配分の基準を全量、北海道ぶり漁業に配分すること。
第５では重要事項として、資源管理基本方針本則に定めるステップアップ管理を行うこと、などの具体的な方針について、別紙１にて規定する改正となっております。
また、あわせて、次の５ページ右側の表ででご覧いただけますとおり、ブリに関する別紙３の８を削除する改正となっております。
なお、資料２の２としまして、改正内容を反映した資源管理方針の全文を添付しておりますが、大冊のため説明は割愛させていただきます。
後ほどお目通しいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
議案第２号の資源管理方針の一部改正に係る説明は以上でございます。
引き続き、３号議案、特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等につきましてご説明いたします。
資料３の１をご覧願います。
令和７年５月２２日付け漁管第４００号、北海道知事からの諮問文でございます。
諮問があった項目につきましては、まず本文の前半になりますが、マサバ及びゴマサバの太平洋系群、ズワイガニの北海道西部系群とオホーツク海南部、マダラの北海道太平洋と北海道日本海並びに今回新たにＴＡＣ魚種に加わるブリに関する令和７管理年度の漁獲可能量を定めるため、漁業法第１６条第２項の規定に基づく諮問。またあわせて、本文中段のまた書き以降になりますが、サンマに関する令和７管理年度における漁獲可能量の変更について及びマサバ及びゴマサバ太平洋系群、マダラ太平洋及び日本海に係る令和７管理年度における国の留保からの追加配分等に伴った漁獲可能量の変更に関する取り扱いについて、法第１６条第５項において準用する同条第２項の規定に基づく諮問となっております。
資料を順次めくっていただきますと、別紙１に知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量の案について、別紙２にサンマに係る変更案について、別紙３に国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更に関する取り扱い案について、それ

ぞれ資料が添付されておりますが、一旦飛ばしていただきまして、６ページ目の令和７年のＴＡＣについてという資料により令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案のご説明をいたします。

説明にあたりましては、漁獲可能量をＴＡＣと、管理年度を単に年度と略称させていただきます。

それでは、６ページ目をご覧願います。

これは、５月２日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示されましたサバ類、ズワイガニ、マダラ、ブリに係る令和７年度ＴＡＣの当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示した資料です。

まず、上段の表にございます、マサバ、ゴマサバにつきましては、最大持続生産量、いわゆるＭＳＹを達成する親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定されるマサバとゴマサバのＡＢＣの合計値が、その年のＴＡＣとして設定されています。

マサバ、ゴマサバ太平洋系群のＭＳＹを達成する親魚量は、資料ではＳＢＭＳＹと表示されておりますが、この値が７９万３，０００トンであるのに対し、その左側の欄の２０２３年の親魚量は２２万３，０００トンとなり、ＭＳＹ水準を大きく下回る資源状態となっております。

上の表の下２段目に内訳の記載がございますのでご覧いただきまして、特にマサバにつきましては、過去に観測されなかったレベルで成長及び熟成の顕著な遅れがみられていることなどから、マサバ太平洋のＭＳＹを達成する親魚量が６２万６，０００トンのところ、その左側の２０２３年の親魚量は１４万４，０００トンとなり、この親魚量が限界管理基準値に近い資源状態にあると評価され、前年より大幅な減少となっているとのことですので補足いたします。

今回、設定されたＴＡＣにつきましては、表の右上に戻っていただきまして、括弧内に前年当初のＴＡＣが記載されておりますが、前年の３５万３，０００トンから２１万４，０００トン減少した１３万９，０００トンとなり、その配分につきましては、大中まき網と沖底の大臣許可漁業に４万９，０００トン、北海道は前年から６割以上減少した８，６００トンで定められております。

なお、この配分量は近年の漁獲実績を下回る数字となっておりまして、特に定置漁業における漁獲の積み上がりが懸念されるところですが、国では、留保枠を通常２０パーセントとしているところ、これを３０パーセントまで引き上げることにより、来遊状況に応じ不足が生じた場合の７５％ルールによる追加配

分を行うことで、定置漁業の操業が止まることのないよう運用していくとのことでございます。

マサバ対馬暖流系群とゴマサバ東シナ海系群につきましては、北海道への配分はありませんので割愛いたします。

下段の表、ズワイガニにまいります。

北海道に関係するのは、北海道西部系群とオホーツク海南部となります。

ズワイガニにおけるＴＡＣの設定及び配分方法につきましても、国の資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従いまして、北海道西部系群につきましては、平成９年以降の最大漁獲量を考慮し４３トンがＴＡＣとして設定され、その全量が北海道に配分されています。

また、オホーツク海南部につきましては、近年の最大漁獲量を考慮し １，０００トンがＴＡＣとして設定され、過去３ヶ年、令和２年から令和５年の漁獲実績の比率により、北海道には１２５トンが設定されています。

なお、ズワイガニの北海道への配分につきましては、いずれも前年度と同数となっています。

続きまして、７ページ目の上段の表にまいりまして、マダラでございます。

北海道に関連するのは、下の二段、北海道太平洋と北海道日本海となっております。

マダラに関しましては、昨年７月からステップアップ管理のステップ１が開始され、本年７月からステップ２に進むこととなります。

ステップ２では行政による数量管理や運用方法の試行を行う段階として、都道府県のＴＡＣは試行水準として設定され、管理を行う目安として、

令和２年から令和４年までの毎年の漁獲実績比率の平均値を乗じた試行目安数量が、別途提示されることとなります。

漁獲可能量の説明に戻りますが、設定方法は、漁獲シナリオで算定された生物学的漁獲量、いわゆるＡＢＣをＴＡＣとして設定をし、太平洋にあっては大臣管理と青森県を含む都道府県をあわせた全体で２万４，１００トン、北海道日本海にあっては大臣管理と都道府県、北海道のみとなりますが、その合計で１万４，０００トンとなり、北海道への配分はいずれの海域も試行水準として設定されます。

なお、別途提示されている太平洋の試行目安数量につきましては、資料３の４の１７ページをご覧いただきたいと思います。

これは水産庁で作成しているＴＡＣ設定と配分に係る資料になりますが、２０ページに進んでいただきますと試行目安数量

の資料がございまして、全体の５８パーセントに相当する１万４，０１２トンが北海道の目安となっておりますので、補足いたします。

恐れ入りますが、資料３の１の７ページに戻していただきまして、下の表、ブリでございます。

ブリの設定方法につきましては、漁獲シナリオで算定されたＡＢＣをＴＡＣとし１０万１，０００トンとして設定されています。

また本年７月からステップアップ管理のステップ１が開始されることとなっておりますが、このステップ１は、漁獲量等の報告の義務化や漁獲情報収集体制の確立などを図る段階でございまして、都道府県ごとの配分は行われませんので、ここに記載の数量は日本全体の数量となり、それぞれ１０万１，０００トンの内数といった配分となっております。

続きまして次のページ、令和７年のＴＡＣについて変更分をご覧願います。

これは、先ほどと同じく５月２日の水政審での審議を経て国から示されたサンマに係るＲ７ＴＡＣの変更に基づき、北海道に定められた数量の概要を示した資料でございます。

サンマは国際交渉により我が国のＴＡＣが定められておりますが、昨年３月のＮＰＦＣ年次会合の結果を受けて、当初、括弧書きされております１１万９１１トンが設定されていましたが、今年３月の年次会合おいて新たな管理措置が採択され、１０パーセントの削減措置が合意されましたので、国全体のＴＡＣが約１万５，２８８トン減少した９万５，６２３トンに、今般変更されることとなっております。

配分につきましては、全サンマ、道東小サンマ、オホーツクサンマ協議会、岩手小サンマの４者による確認書に基づき配分が行われておりますので、北海道に対しては４，５００トンから３，９００トンの配分に変更されます。

次に、北海道における各知事管理区分への当初配分案についてご説明いたします。

資料９ページ目をご覧ください。

マサバ、ゴマサバ太平洋系群でございます。

資料の上にございます配分の考え方にてご説明いたしますが、資料の中央にあります フロー図もご確認いただきながら、お聞きいただけますようお願いいたします。

マサバ、ゴマサバの配分の考え方につきましては、①、海域を区分せず、北海道マサバ、ゴマサバ太平洋系群漁業による総量管理とし、②、当該区分に全量８，６００トンを配分することとしています。

次のページ、ズワイガニをご覧願います。

配分の考え方は、①、ズワイガニについて国から北海道に数量を定められた系群はズワイガニ北海道西部系群とズワイガニオホーツク海南部の２系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

②、北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、北海道ズワイガニ北海道西部系群漁業と北海道ズワイガニ北海道西部系群を漁獲するその他漁業の２つの管理区分に分けて管理することとしており、配分につきましては、平成２８年５月２４日付けの北海道通知により配分比率を９対１としていることから、北海道西部系群漁業に４３トンの９割となる３９トンを配分することとしています。

なお、その他漁業にあっては、漁獲量がシェアの８割を構成する知事管理区分には含まれないことから現行水準として管理することとしています。

③、オホーツク海南部につきましては、知事管理区分が一つであり、オホーツク海南部漁業に１２５トン全量を配分することとしています。

次のページをご覧ください。

マダラに係る配分の考え方につきましては、国から北海道太平洋と北海道日本海の２つについて北海道に数量を定められており、それぞれ別に管理することとしています。

また②、北海道太平洋は北海道まだら北海道太平洋漁業に、③、北海道日本海は北海道マダラ北海道日本海漁業に、それぞれ全量を配分するとし、ステップ２の段階でございますので、試行水準として配分されます。

なお、下の参考をご覧いただきまして、太平洋の平均漁獲量は２万５，１２０トンとなっており、今回国から示された北海道太平洋の数量である２万４，１００トンを上回っておりますが、マダラ北海道太平洋、日本海に関しては、予期せぬ加入量の増加や他海域からの資源の移入等が発生した場合にＴＡＣを追加する規定が国の基本方針に定められておりますので、補足いたします。

次に資料２の６をご覧ください。

ブリに係る配分の考え方につきましては、国からブリについて北海道に数量を定められており、北海道ブリ漁業に全量１０万１，０００トンの内数として配分されます。

次にサンマの道内配分につきまして、次のページ、資料２の７をご覧願います。

先ほど８ページ目でご説明しました、今年３月のＮＰＦＣ年次会合で合意された１０パーセントの削減措置に伴う配分変更

になります。

配分の考え方につきましては、当初の配分を定めたときと同じで記述のとおりでございますが、結果サンマ漁業には３，８００トン、その他漁業は現行水準となります。

次のページに令和６年と令和７年の配分量の比較を添付しておりますが、数字を繰り返すこととなりますので割愛いたします。

最後に資料を５ページに戻していただきまして、別紙３、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてをご覧願います。

前提といたしまして、ＴＡＣの変更にあたりましては、漁業法第１６条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりますが、１の背景に記載のとおり、これまでマサバ及びゴマサバ太平洋系群、マダラ北海道太平洋、北海道日本海のＴＡＣ配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を予め定め事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

令和７管理年度の取り扱いにつきましては、２番をご覧いただきまして、（１）マサバ及びゴマサバ太平洋系群に係る７５パーセントルール及び融通に伴う変更については、全量を北海道マサバ及びゴマサバ太平洋系群漁業から加除をすること。また（２）マダラ北海道太平洋に係るＴＡＣの追加配分による変更については、全量を北海道マダラ北海道太平洋漁業に、マダラ北海道日本海に係るＴＡＣの追加配分による変更については、全量を北海道マダラ北海道日本海漁業に配分することとし、これらはいずれも北海道資源管理方針の別紙の規定に基づく知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、漁業への影響を考慮し迅速な配分を行うため、これまで同様に関係海区漁業調整委員会に対し事後報告で対応する取り扱いとすることについて、あらかじめ同意を得たいとのことでございます。

議案第２号及び第３号に係る説明は以上になりますが、資料３の２から資料３の５として、水産政策審議会で説明された資源評価結果やＮＰＦＣ年次会合の結果のほか、配分案や国の基本方針の改正告示案に係る資料を添付しております。

大冊のため説明は割愛いたしますので、お時間がございます際にお目通しいただきたいというふうに思いますので、宜しくお願いいたします。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わりますので、ご審

議の程、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から、資源管理方針の一部改正のほか令和７年のＴＡＣ配分案等について説明がありました。特にブリに関しましては、今回新たにＴＡＣ魚種にしていされてございますが、議案第２号、第３号の全般に関し、ご意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員　　いいですか。

議　　長　　どうぞ。

佐藤委員　　ブリに関しまして少々理解できない部分がありまして、ＴＡＣ１０万１，０００トンですよね。
本州も北海道も含めた中の１０万１，０００トンですか。

事務局長　　はい。
大臣、都道府県含めた全国になります。

佐藤委員　　この１０万１，０００トンというのは早くから決まっているんだけれども、ただ大臣枠と知事枠、北海道枠と本州枠がどう設定されるのか。
大臣、知事どちらも１０万１，０００トンの内数っていうのはどう解釈すればいいんだろうか。

事務局長　　全体で１０万１，０００トンで、今後どういった比率にしていくのかをステップ１で見ていくこととなると思います。
そしてステップ２に移行する段階で、先程のマサバであったように、実績比率で大臣、都道府県にそれぞれ目安で分けられていくことになると思います。

佐藤委員　　多分、北海道と本州の漁獲量の５中３で出すのかなと思うけどまたそれとは違うのな。
内数と言ってこれから漁獲が始まるのに我々どういう解釈で獲ればいいのか、と思ってしまう。

中村委員　　基本的には関係なく獲れといったことかと思う。

佐藤委員　　その様に聞こえるんだよね。

事務局長　　内数ですので、この中でとなるんでしょうけども、結果的に

超えてしまうといったことは起こりうるんだと思います。

中 村 委 員　　１０万１，０００トンが上限なんだろうけども、とりあえず獲れと、獲って実績に基づいてＴＡＣを決めていきましょうということなんでしょう。

過去の５年間をみたら獲れていない富山とかが色々と言って、結局納得を得られなくて決められなかったといったニュアンスで何となく聞き及んでいたんだが。

そして、まずは実績で次のステップに行ってみましょうといった流れだったようには聞いているんだけれども、その辺は私も最後の方まで聞いていないので分かりませんけれども。

佐 藤 委 員　　まだそこまで煮詰まっていないということか。

もう獲れだしてくるのに、ＴＡＣは決めてどこまで獲っていいのかも無く、獲れるだけ獲って、その内決めるって、それでいいのかと思う。

恐らくマグロで配分の仕方を失敗しているからかなり過敏になっていると思う。

中 村 委 員　　難しいと思う。

ある程度獲って実績に基づいてこれでどうですかといったスタンスでいかないと、いきなり１０万１，０００トンを大臣に幾ら知事に幾らってできないというのが、東京での会議で全然話がまとまらなかった。

最後には大学教授がやんなきゃ駄目ですかと言ったぐらい、揉めて揉めてだったんです。

だからこういった形になったのかと思うんですけど、とりあえずは、地元としては実績を積み上げないと駄目なので、とりあえず獲ってくださいとなると思いますが、ある程度になったらストップが掛かるのか掛からないのか、その辺は分かりませんけども。

議　　長　　実際、どのくらい漁獲しているのか。

事 務 局 長　　実績につきましては、資料３の１、１２ページ目をご覧いただきたいと思います。

資料下ほどに参考として３年分の北海道の実績がまとめられてございまして、平均で１万２，５１９トンで、まき網、沖底の大臣と沿岸を含む値となっております。

ただ、大臣は極僅かで、ほぼ沿岸漁業による漁獲となりますが、さらに沿岸漁業のうち約９９パーセントが小型定置網を含

む定置網漁業での漁獲でして、その他は刺し網で数十キロ程度となっておりますので、ほぼすべてが定置漁業での実績と見て結構かと思います。

佐藤委員　面倒なのが、獲れる時期が日本海側と太平洋側で違って、遅くなれば根室、羅臼あたりで漁獲され、漁獲時期が区々。

マグロでないけれども、みんな一斉に獲れ始める訳でないので獲った者勝ちといったことが出てくる可能性があって、後から獲れる地域が獲れないといったことも出てくるので、慎重にやっていかないと浜が混乱するので、ただ、ここで議論してもしょうがないが、このアバウトなルールならこれからそういった話も出てくると思う。

事務局長　色々あるかと思いますが、今回内数という設定できておりますので、よろしくお願いします。

議長　いま出ましたお話につきまして、道庁にもつなげてもらいながら今後対応していただきたいと思いますが、議案第２号、資源管理方針の一部改正並びに議案第３号、令和７年度当初ＴＡＣ案等につきまして、適当と認めてよろしいでか。

各委員　「異議なし」の声

議長　異議が無いようですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申することとします。

続いて、議案第４号を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局長　議案第４号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

資料４をご覧願います。

北海道水産林務部漁業管理課が所管しております、知事許可漁業に係る制限措置の内容等に関し、令和７年５月８日付け漁管第２６９号をもって当海区に諮問がきております。

対象となる漁業につきましては資料をめくっていただき、別紙１に記載されております、（１）のいるか突き棒漁業、北海道沖合海域、道内者向けの１漁業許可になります。

以後、制限措置等の詳細につきましては、振興局の方からお願いいたします。

漁業管理係長　漁業管理係長の下田です。

制限措置等の詳細について私から説明させていただきます。
一枚めくっていただき３ページ、資料１の１をご覧ください。
今回ご審議いただく漁業は、岩手県に住所を有する者、２０トン未満漁船３隻に対する、北海道沖合海域のいるか突棒漁業となっており、（２）の操業区域に日高沖合海域が含まれていることから諮問があったものでございます。
４ページ、参考資料をご覧ください。
公示案と前回公示との相違点をまとめた表となります。
今回の諮問内容は、前回、令和６年７月１日公示から変更がない内容となっております。
なお、６ページ以降に制限措置等の取扱いを添付してありますので、後ほどご覧ください。
議案第４号に係る説明は以上でございます。

議　　長　　ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　無いようですので、第４号議案について適当と認めてよろしいですか。

各　委　員　　「異議なし」の声

議　　長　　異議が無いようですので、適当であることを知事へ答申することとします。
それでは報告事項に移りたいと思います。
報告事項１について、事務局から報告願います。

事務局長　　報告事項の１、特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の変更について、ご説明いたします。
右肩に報告１と記載された資料をお願いいたします。
クロマグロに関する令和７年ＴＡＣにつきまして、国の留保から追加配分に伴い知事管理漁獲可能量を変更した旨の北海道知事からの報告となっております。
裏面をご覧いただきまして、中段の表、右側が改正前、左側に改正後のＴＡＣとなりますが、第１の小型魚が１４２．０トンから１７４．４トンに、第２の大型魚が４４６．５トンから５４７．９トンにそれぞれ増トン変更されてございます。
変更の理由につきましては、前管理年度の未利用分の繰り越しと国の留保からの追加配分となっております。
原則、ＴＡＣの変更にあたりましては、海区委員会の意見を

聞かなければなりませんが、本件のような国の留保からの追加配分に伴い、資源管理方針に基づく行政庁の恣意性がない機械的なＴＡＣ変更にあっては、本年３月１８日に開催いたしました当委員会におきまして事後報告による取り扱いを可とする決定をしておりますことを、申し添えいたします。

その他具体な変更内容につきましては、後ほどお目通しいただけますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　ご意見等無いようですので、報告事項２にまいります。

事務局から説明願います。

事務局長　　報告事項２、定置漁業権に係る資源管理の状況等報告につきましてご説明いたします。

右肩に報告２と記載している資料の１ページをご覧願います。

令和７年４月２日付け漁管第１５号、定置漁業権に係る資源管理の状況報告に関する北海度知事から報告文でございます。

本文中に記載がございますとおり、当海区の各定置漁業権者から北海道知事に対し、漁業法第９０条第１項の規定に基づく資源管理の状況等の報告があったことから、同条第２項の規定により知事意見を付し当海区あて報告があったものでございます。

今回の報告内容につきましては、１ページめくっていただきまして、令和６年漁期のうち、様さけ定第４号から門さけ定第７号までの春定置１２件でございます。

知事の意見といたしましては、表の３、４列目でご覧いただけますが、１２件のすべての漁場につきまして、適切な資源管理に取り組まれており、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められる旨の意見となっております。

資料の最終ページに、当該報告に係る関係法令を抜粋した資料を添付しておりますが、これまでの委員会でもご説明しておりますので割愛させていただきます。

報告事項２の説明は以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関し、ご意見ご質問等ございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声。

議　　長　　それでは報告事項３にまいります。
こちらは振興局から説明願います。

漁業管理係長　　報告事項３、秋さけ資源の特別採捕許可に係る調査結果報告についてご説明いたします。

報告内容は、令和６年度、捕獲廃止河川における秋さけ資源等有効利用調査の結果について及び令和６年度、秋さけ資源の小型定置網による利用検討調査の結果についての２点となっております。

それでは、右上に報告事項３と書かれた資料をご覧ください。

まず、令和６年度捕獲廃止河川における秋さけ資源等有効利用調査の結果についてからご報告いたします。

当該調査は、捕獲廃止河川となった元浦川、様似川及びニカンベツ川の３河川において、秋さけ資源の有効利用や親魚の遡上による密漁の誘発、へい死に伴う環境問題の解消を目的に、平成８年度から継続実施している調査であります。

令和６年８月２日に開催されました第２２期第２０回日高海区漁業調整委員会において、令和６年度から令和１０年度の５年間の調査実施について、承認をいただいているところです。

令和６年度の調査結果につきましては、さけの数量、金額ともに過去５ヶ年平均を下回る結果となっております。

なお、来遊した秋さけの資源組成を把握するため、例年耳石調査を実施していますが、昨年は来遊減少により様似川のみ実施されました。

今年度の調査についてですが、ニカンベツ川については、えりも漁協より近年来遊不振が続いているため、令和７年度の調査については中止する旨の連絡を受けております。

なお、元浦川及び様似川については、今後日高中央漁協と事務を執り進める予定です。

続きまして、令和６年度、秋さけ資源の小型定置網による利用検討調査の結果についてご報告いたします。

当該調査は、秋さけ資源が捕獲計画を大きく超過して回帰する静内川において、小定置により秋さけ資源の来遊状況調査を実施し、資源の新たな利用方法を検討することを目的に平成２１年度から継続して実施している調査であります。

先ほどご説明いたしました捕獲廃止河川に係る有効利用調査と同様に令和６年度から令和１０年度までの５年間の調査実施について承認をいただいているところです。

令和６年度の当該調査の結果につきましては、数量、金額ともに前年度及び過去５ヶ年平均を下回る結果となりました。

また、耳石状況調査については、計３１尾を調査し、静内川放流の標識魚７尾を確認しました。

今年度の調査については、今後ひだか漁協と事務と執り進める予定です。

詳細な数量、金額につきましては、報告事項３の１、３の２に記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

報告は以上です。

議　　長　　ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　それでは、本日予定していた議題は以上となりますが、皆さんから何かございませんか。

各　委　員　　「ありません」の声

議　　長　　それでは事務局から連絡事項をお願いします。

事務局長　　＜令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会第６０回東日本ブロック会議の事前案内、次回開催予定について説明＞

議　　長　　それではこれで閉じたいと思います。
皆様、お疲れ様でした。

≪閉　　会≫